

平成18年2月22日

広島市議会議長  
藤田博之様

提出者  
広島市議会議員

平木典道	金子和彦
木山徳和	倉本忠宏
若林新三	中森辰一
元田賢治	沖宗正明
佐々木壽吉	松坂知恒
中本弘	山本誠
馬庭恭子	大原邦夫
永田雅紀	

広島厚生年金会館の機能存続に関する意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} あて

広島市議会議長名

広島厚生年金会館の機能存続に関する意見書案

政府は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を昨年10月に設立し、年金・健康保険福祉施設に係る整理合理化計画に基づき、年金福祉施設等を今後5年以内に譲渡又は廃止していくこととしています。

この中には、広島厚生年金会館も含まれていますが、当該施設は、中・四国地方の中枢都市として本市が担う文化的・知的需要にこたえるため、地元広島からの強い要望により昭和60年に開設されたものであります。以来、20年余りにわたり、地元の音楽関係団体や中・四国地方で唯一のプロオーケストラである広島交響楽団の活動拠点として利用されるなど、地域の活性化と芸術文化の向上に大きく貢献してきました。

とりわけ、中国地方で最大規模の大ホール（2,001席）は、音楽、演劇、歌謡、芸能など多目的に利用できるため、日本の伝統芸能から世界の一流アーティストによるコンサートに至るまで様々な催物に利用されており、平成16年度には年間34万人、開設以来748万人にも上る利用者があるなど、本市が中・四国地方の中枢都市として、圏域の芸術文化の振興に貢献していくためには、なくてはならない施設となっております。

また、将来に向かっても、これまで以上に大きな役割を果たしていくことが期待されているものであります。

よって、国会及び政府におかれては、年金福祉施設等の整理合理化の実施に当たっては、広島厚生年金会館が持つ文化的役割と公共性を十分踏まえ、その機能を引き続き存続されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。